

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）予算額 1,150,910 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,425,600	1,540,948	0	103,367	103,239	678,046
	高齢者福祉事業	236,709	1,454	0	32,745	26,760	175,750
	児童福祉事業	6,545,637	2,570,512	0	399,217	472,520	3,103,388
	母子福祉事業	51,721	24,579	0	2,310	3,281	21,551
	生活保護扶助事業	1,222,448	904,903	0	6,043	41,162	270,340
	その他	169,982	33,287	0	17,510	15,749	103,436
	小計	10,652,097	5,075,683	0	561,192	662,711	4,352,511
社会保険	国民健康保険事業	776,000	225,884	0	0	72,693	477,423
	介護保険事業	1,094,008	0	0	0	144,562	949,446
	後期高齢者医療事業	1,381,600	261,454	0	0	148,016	972,130
	小計	3,251,608	487,338	0	0	365,271	2,398,999
保健衛生	高齢者医療事業	220,084	86,324	0	30,000	13,711	90,049
	疾病予防事業	598,738	5,515	0	224,696	48,697	319,830
	健康増進事業	586,041	13,364	0	226,439	45,752	300,486
	母子保健事業	184,934	74,455	0	28,281	10,861	71,337
	診療所運営事業	67,065	0	0	37,501	3,907	25,657
	小計	1,656,862	179,658	0	546,917	122,928	807,359
合計	15,560,567	5,742,679	0	1,108,109	1,150,910	7,558,869	

- ※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。
- ※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。